

正 会 員 各 位

(一社) 全国LPガス協会

国の審議会等における資料等について（お知らせ）

標記審議会が下記のとおり開催され、同省のホームページにその資料が掲載されましたので、お知らせいたします。

なお、誠に恐縮に存じますが、本資料につきましては容量が大きいことから添付しておりませんので、下記ホームページよりご確認くださいませようよろしくお願いいたします。

記

【経産省ホームページアドレス】

○産業保安基本制度小委員会(第6回)：令和3年10月12日(火)開催

https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/hoan_shohi/sangyo_hoan_kihon/006.html

〔産業保安基本制度小委員会の主な概要〕

LPガス分野における今後の取組については、平成8年の液石法改正により、認定販売事業者制度を創設し、マイコンメーターとの通信により保安情報を得て遠隔遮断等を行う集中監視システムが確立され、導入により、重大事故の件数が減少する等、本制度が有効に機能している。昨今、スマート保安を前提とした高度保安実施事業者制度の創設は行わないが、現行の認定販売事業者制度を拡充することとし、具体的には、低頻度型通信型集中監視システムを導入した者にも一定のインセンティブを措置することについて説明があった。

これを受けて、全L協村田専務理事より、保安レベル維持・向上となる制度も、LPガス事業者にとって利用しやすい制度でなければ無意味である。現行のゴールド、シルバー認定もIT技術進展、DX等新たな動き、兆候をとらえ更なるインセンティブが可能か検討すべきである。他方、常時通信システムではない方式での認定販売事業者制度のあり方については、保安レベルの維持とバランスを取れるインセンティブがあるのか、そのインセンティブは事業者の視点から使いやすいものか精査する必要があり、制度設計に当たり、今後とも検討いただきたい旨の発言を行った。

○産業保安基本制度小委員会(第7回)：令和3年10月29日(金)開催

https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/hoan_shohi/sangyo_hoan_kihon/007.html

〔産業保安基本制度小委員会〕

電力(太陽電池発電・風力発電)保安規制に係る見直しについて議論が行われ、LPガスに関する議論はなかった。

○高圧ガス小委員会(第20回)：令和3年10月25日(月)開催

https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/hoan_shohi/koatsu_gas/020.html

〔高圧ガス小委員会の主な概要〕

燃料電池自動車等の規制の在り方について議論が行われ、前回の本小委員会において議論されたとおり、規制の一元化について審議された圧縮水素(CHG)、圧縮天然ガス(CNG)、液化天然ガス(LNG)種の高圧ガス容器については、車体と一体で安全を確保できるものと判断し、高圧ガス保安法の適用除外とする方向で関係部局と調整することとなった。

これを受けて、全L協村田専務理事より、LPガス容器についても規制の一元化に向けて見直しを検討いただきたい旨の発言を行い、経産省から今後も検査項目などを検討していく旨の回答があった。

○液化石油ガス小委員会(第15回)：令和3年11月4日(木)開催

https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/hoan_shohi/ekika_sekiyu/015.html

〔液化石油ガス小委員会の主な概要〕

産業保安基本制度小委員会の中間とりまとめを受けて、常時監視ではない「低頻度型通信型集中監視システム」にも一定のインセンティブ措置を設けることについて今後検討されることとなった。

また、①バルク貯槽告示検査の2回目以降の検査緩和の要件、②質量販売における緊急時対応の規定の見直し、固定して使用する場合の給排気に係る規定について、③他工事に対する対策についても今後、検討されることとなった。

これを受けて、全L協村田専務理事より、IoTの進化による業務主任者の選任緩和、バルク貯槽告示検査の20年目における開放検査の更なる緩和要望等について発言を行った。

以上

発信手段：Eメール

担当：保安・業務グループ 瀬谷、橋本